

区行政改革の実行計画書

第2期(2008年度～2010年度)

区役所は、快適な窓口サービスの提供と地域の課題を自ら発見し解決に取り組む市民協働拠点をめざします

2008(平成20)年4月

川崎市

は じ め に

地方分権改革の進展、少子・高齢社会の到来などを背景に、地方自治体には、より豊かな市民生活を継続的に支えていくため、自己決定・自己責任の原則を基本とした地域社会の確かな枠組みを構築することが求められています。

本市では、2004（平成16）年12月に告示された「川崎市基本構想」において、基本政策の一つに「参加と協働による市民自治のまちづくり」を掲げ、便利で快適な区役所サービスの効率的、効果的かつ総合的な提供をめざすとともに、区役所を地域の課題を発見し解決する市民協働拠点として整備するとしています。

2005（平成17）年4月には、「川崎市自治基本条例」を施行し、自治の基本理念として市民が地域社会の課題を自ら解決していくことを掲げました。この基本理念を具現化するため、自治基本条例では、市民に身近な区役所を、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くための拠点として位置づけ、そのために必要な区役所の組織・機能等の整備や区民会議の設置・運営などを進めるとしています。

こうした基本構想や自治基本条例の考え方を踏まえ、川崎再生フロンティアプラン実行計画及び行財政改革プランに基づき、特に区行政改革に関わる施策及び事業を計画的に推進するため、「区行政改革の実行計画」を取りまとめました。2005（平成17）年度から2007（平成19）年度までの第1期の計画期間においては、区民会議の設置・運営や子ども支援拠点としての区役所の組織及び機能の整備、窓口の土曜日開設の試行などに取り組んできたところです。

今年度から、川崎再生フロンティアプラン第2期実行計画及び新行財政改革プランに基づく、新たな3年間の計画期間がスタートします。区行政改革も第2期の計画期間に移行し、今後3年間、この実行計画書に示した施策及び事業を着実に進め、区行政改革のより一層の推進を図ります。

2008（平成20）年4月

川 崎 市

《区行政改革の実行計画書 第2期(2008年度～2010年度)》

目 次

1	区行政改革の基本的な考え方	1
2	区行政改革の具体的な方向	
	(1) 地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所	2
	(2) 地域活動や非営利活動を支援する市民協働の拠点としての区役所	8
	(3) 市民に便利で快適なサービスを効率的、効果的かつ総合的に提供する区役所	11
	(4) 地域住民の総意に基づく自治を実践する区役所	15
3	区計画	18
	(1) 川崎区	19
	(2) 幸 区	25
	(3) 中原区	31
	(4) 高津区	37
	(5) 宮前区	43
	(6) 多摩区	49
	(7) 麻生区	55
4	資料編	61
	川崎市自治基本条例	62
	川崎市基本構想	67
	川崎市区民会議条例	71
	川崎市区民会議条例施行規則	73
	川崎市区における総合行政の推進に関する規則	74
	川崎市局・区役所間事業提案等の調整に関する要綱	77
	川崎市区役所サービス向上指針	78